

鶴見川流域水協議会設置要領

（協議会の設置）

第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下及び水循環系に諸課題を有する鶴見川において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水遊水機能の健全な維持等の総合的な治水対策に加え、水循環系の健全化に係る施策を講ずるため、鶴見川流域水協議会を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は鶴見川総合治水対策及び水循環系の健全化に係る施策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。

2. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定と実施に関する協議。
3. 水循環系の健全化に係る施策（鶴見川流域水マスタープラン策定など）の実施に関する協議。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

2. 座長は関東地方整備局長とする。
3. 委員は別表－1に掲げる者とする。
4. 座長は必要があるときは、協議会に3.に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第4条 協議会に総合治水幹事会及び水循環幹事会を置く。

2. 各幹事会は別表－1に掲げる者をもって組織する。
3. 総合治水幹事会は、協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環幹事会は、所掌事項の第2条3項の協議事項についてあらかじめ協議を行ない、協議会の円滑な運営に資するものとする。
4. 各幹事会の座長は関東地方整備局河川部長とする。
5. 各幹事会の座長は、必要があるときは各幹事会に2.に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

- 第5条 協議会に総合治水作業部会及び水循環作業部会を置く。
2. 各作業部会は別表－2に掲げる者をもって組織する。
 3. 総合治水作業部会は協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環作業部会は、所掌事項の第2条3項の協議事項について、専門的な調査、検討を行う。
 4. 水循環作業部会は、協議事項に応じて別表－2に掲げる者の中から座長が招集するものとする。
 5. 各作業部会の座長は関東地方整備局京浜河川事務所長とする。
 6. 各作業部会の座長は、必要があるときは各作業部会に2.に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

- 第6条 協議会には必要に応じて専門部会を置くことができる。
2. 専門部会への参加要請は、代表事務局から行うものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会、幹事会および作業部会の事務局は、別表－2に示す部局で組織する。なお、京浜河川事務所を代表事務局とする。

(雑則)

- 第8条 この要領に定めるものの他は、協議会に諮り定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成16年8月28日から施行する。
- 2 令和2年8月20日改正
- 3 令和3年1月15日改正

別表－１ 鶴見川流域水協議会・幹事会 委員名簿

協議会		総合治水幹事会（※1）	水循環幹事会（※2）
東京都	副知事	都市整備局長	都市整備局長
		建設局長	建設局長
			総務局 総合防災部長
			環境局 自然環境部長
			産業労働局 農林水産部長
			東京消防庁 防災部長
神奈川県	副知事		水道局 特命担当部長
			教育庁 指導部長
		環境農政局 副局長兼総務室長	環境農政局 副局長兼総務室長
			環境農政局 環境部長
		環境農政局 農政部長	環境農政局 農政部長
		県土整備局 都市部長	県土整備局 都市部長
横浜市	副市長	県土整備局 建築住宅部長	県土整備局 建築住宅部長
		県土整備局 河川下水道部長	県土整備局 河川下水道部長
			くらし安全防災局 副局長兼防災部長
			教育局 支援部長
		政策局長	政策局長
		道路局長	道路局長
川崎市	副市長	環境創造局長	環境創造局長
		建築局長	建築局長
		都市整備局長	都市整備局長
			市民局長
			総務局 危機管理室長
			消防局長
町田市	副市長		水道局長
			教育委員会事務局 総務部長
		総務企画局長	総務企画局長
		経済労働局長	経済労働局長
		建設緑政局長	建設緑政局長
		環境局長	環境局長
稲城市	副市長	まちづくり局長	まちづくり局長
		上下水道事業管理者	上下水道事業管理者
			消防局長
			教育委員会 学校教育部長
		政策経営部長	政策経営部長
		道路部長	道路部長
国土交通省 関東地方整備局	局長（◎座長）	都市づくり部長	都市づくり部長
		下水道部長	下水道部長
			防災安全部長
			市民部 市民協働推進担当部長
			経済観光部北部・農政担当部長
			環境資源部長
京浜河川事務所	所長	教育委員会 学校教育部長	教育委員会 学校教育部長
		企画部長	企画部長
		都市建設部長	都市建設部長
		都市基盤整備担当部長	都市基盤整備担当部長
		建政部長	建政部長
		河川部長（◎座長）	河川部長（◎座長）
京浜河川事務所	所長	環境調整官	環境調整官
		住宅調整官	住宅調整官
		都市調整官	都市調整官
		下水道調整官	下水道調整官
		河川調査官	河川調査官
		京浜河川事務所長	京浜河川事務所長

(オブザーバー) 【※流域治水プロジェクトのみ】

農林水産省 関東農政局	農村振興部 設計課 水利計画官	農村振興部 設計課 水利計画官	農村振興部 設計課 水利計画官
----------------	--------------------	-----------------	-----------------

※1 ・総合治水ワーキング

- ・鶴見川排水ポンプ運転調整ワーキング
- ・流域対策担当者会議
- ・地球温暖化適応策の推進AP担当者会議

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水幹事会・水循環幹事会」と同構成員にて運用する。

(令和3年1月時点)

※2

- ・雨水浸透の促進に向けたAP担当者会議

別表－２ 鶴見川流域水協議会 作業部会 委員名簿

		所属	総合治水作業部会（※1）	水循環作業部会（※2）
東京都	都市整備局	都市基盤部	施設計画担当課長	施設計画担当課長
		都市づくり政策部		緑地景観課長 水資源・建設副産物担当課長
	建設局	河川部	計画課長	計画課長
		南多摩東部建設事務所		副所長兼工事課長 計画調整担当課長
	総務局	総合防災部		水環境課長
	環境局	自然環境部		農業基盤整備担当課長
	産業労働局	農林水産部		水利課長
	東京消防庁	防災部		施設計画課長
	水道局	総務部		教育庁指導部主任指導主事
教育庁	指導部			
神奈川県	環境農政局	総務室	企画調整担当課長	企画調整担当課長
		環境部		環境計画課長
	県土整備局	農政部	農地課長	農地課長
		都市部	都市公園課長	都市公園課長
		建築住宅部	住宅計画課長	住宅計画課長
		河川下水道部	河川課長	河川課長
		横浜川崎治水事務所		横浜川崎治水事務所長 川崎治水センター所長
		川崎治水センター		災害対策課長
	くらし安全防災局	防災部		子ども教育支援課長
教育局				
横浜市	政策局		政策担当部長	政策担当部長
	道路局		河川部長	河川部長
			計画調整部長	計画調整部長
	環境創造局		道路部長	道路部長
			政策調整部長	政策調整部長
	建築局		みどりアップ推進部長	みどりアップ推進部長
			下水道計画調整部長	下水道計画調整部長
	都市整備局		企画部長	企画部長
			建築指導部長	建築指導部長
	市民局		企画部長	企画部長
	総務局		地域支援部長	危機管理部長
	消防局			警防部長
	水道局			施設部長
	教育委員会事務局			総務部長
	鶴見区			
	神奈川区			
	港北区			
	緑区			副区長
	青葉区			
都筑区				
川崎市	総務企画局		都市政策部長	都市政策部長
	経済労働局			危機管理室長
	建設緑政局		都市農業振興センター所長	都市農業振興センター所長
	環境局		道路河川整備部長	道路河川整備部長
	まちづくり局		総務部長	総務部長
				環境対策部長
	上下水道局		指導部長	計画部長
			指導部長	指導部長
	消防局		下水道部長	下水道部長
	教育委員会		水道部長	水道部長
	幸区			警防部長
	中原区			総合教育センター所長
	高津区			
	宮前区			副区長
麻生区				
町田市	政策経営部		政策経営部長	政策経営部長
	道路部		道路部長	道路部長
	都市づくり部		都市づくり部長	都市づくり部長
	下水道部		下水道部長	下水道部長
	防災安全部			防災安全部長
	市民部			市民部市民協働推進担当部長
	経済観光部			経済観光部北部・農政担当部長
	環境資源部			環境資源部長
	教育委員会			学校教育部長
稲城市	企画部		企画部長	企画部長
	都市建設部		都市建設部長	都市建設部長
国土交通省	関東地方整備局	企画部	都市基盤整備担当部長	都市基盤整備担当部長
		建政部	環境調整官	環境調整官
			住宅調整官	住宅調整官
		河川部	都市調整官	都市調整官
			下水道調整官	下水道調整官
		河川部	河川調査官	河川調査官
			地域河川調整官	地域河川調整官
		京浜河川事務所	京浜河川事務所長（◎座長）	京浜河川事務所長（◎座長）
(オブザーバー) 【※流域治水プロジェクトのみ】				
農林水産省	関東農政局	農村振興部	設計課 水利計画官	設計課 水利計画官

(令和3年1月時点)

※1

- ・総合治水ワーキング
- ・鶴見川排水ポンプ運転調整ワーキング
- ・流域対策担当者会議
- ・地球温暖化適応策の推進AP担当者会議

※2

- ・雨水浸透の促進に向けたAP担当者会議

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水作業部会・水循環作業部会」と同構成員にて運用する。